

2025年5月8日

各 位

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社東和銀行（頭取 江原 洋 以下、当行）は、2025年5月8日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の第120回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

2024年5月14日付で当行第二種優先株式の取得及び消却を完了したことから、同株式に係る規定を削除するものです。また、この削除に伴い定款の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙の通りです。

3. 今後の日程（予定）

定時株主総会開催日 2025年6月26日（木）

定款変更の効力発生日 2025年6月26日（木）

以 上

定 款 新 旧 対 照 表

(を付した箇所が変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、130,000,000株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>普通株式 130,000,000株</u> <u>第二種優先株式 20,000,000株</u></p> <p>第7条～第11条 (省略)</p> <p><u>第2章の2 第二種優先株式</u></p> <p><u>(第二種優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の2</u> 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「第二種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② ある事業年度において第二種優先株主または</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、130,000,000株とする。</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第二種優先中間配当金)

(削 除)

第 11 条の 3

当銀行は、第 39 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。

(第二種優先株主に対する残余財産の分配)

(削 除)

第 11 条の 4

当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

② 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(第二種優先株主の議決権)

(削 除)

第 11 条の 5

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総

会より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第 11 条の 6

第二種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得するのと引換えに、第 3 項に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付するものとする。

② 前項における取得を請求することができる期間は、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下、「取得請求期間」という。）とする。

③ 当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に第二種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

④ 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(削 除)

(金銭を対価とする取得条項)

(削 除)

第 11 条の 7

当銀行は、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式 1 株につき、第二種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

(削 除)

第 11 条の 8

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第二種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

(削 除)

第 11 条の 9

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

<p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (省略)</p> <p>(準用規定)</p> <p><u>第18条の2</u> <u>第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>② 第14条、第15条、第16条第1項および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>③ 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(以下 条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下 条文変更なし)</p>
--	--